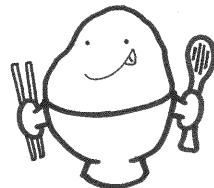


## ～パブリックコメント募集～

京都市個人情報保護条例を見直します

皆様の御意見を募集いたします。



(パブコメくん)

この度、いわゆるマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が制定されたことに伴い、本市の個人情報保護条例を見直す必要が生じたため、見直しの内容について、市民の皆様の御意見を募集いたします。

平成26年11月



京都市

## <目次>

○個人情報保護条例の見直しについて・・・・・・・・	P 1
○マイナンバー制度とは・・・・・・・・・・・・	P 1
○特定個人情報の保護対策・・・・・・・・・・・・	P 2
○見直しする主な項目・・・・・・・・・・・・	P 3
1 特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由を, 厳しく制限します・・・・・・・・・・・・	P 3
2 情報ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供 を義務付けられたことに伴う規定整備を行います・・・・	P 4
3 特定個人情報については利用停止請求ができる事項を追 加します・・・・・・・・・・・・	P 5
4 特定個人情報について任意の代理人を頼んで情報の開示 等を求めることができるようにします・・・・・・・・	P 5
5 開示手数料はこれまでどおりいただきません・・・・	P 6
○募集期間・・・・・・・・・・・・	P 7
○御意見の提出方法・・・・・・・・・・・・	P 7
○御意見の取扱いについて・・・・・・・・	P 7
<御意見記入用紙>・・・・・・・・	別紙

# 個人情報保護条例の見直しについて

京都市個人情報保護条例は、個人の権利利益の保護と、市政の公正かつ適正な運営を目的として、本市における個人情報の適正な取扱いのルールを定めるとともに、本市が保有する個人情報について本人による開示請求制度等を設けております。

この度、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が制定され、マイナンバーと結び付いた個人情報が新たに「特定個人情報」とされるとともに、その取扱いなどについても定められました。本市においても、マイナンバー法の趣旨に沿って、条例を見直そうとするものです。

## マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を割り当てて、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することができるようになります。

ただし、マイナンバー法に規定する場合を除き、マイナンバーを利用することや特定個人情報を他の機関へ提供することなどが禁止されています。

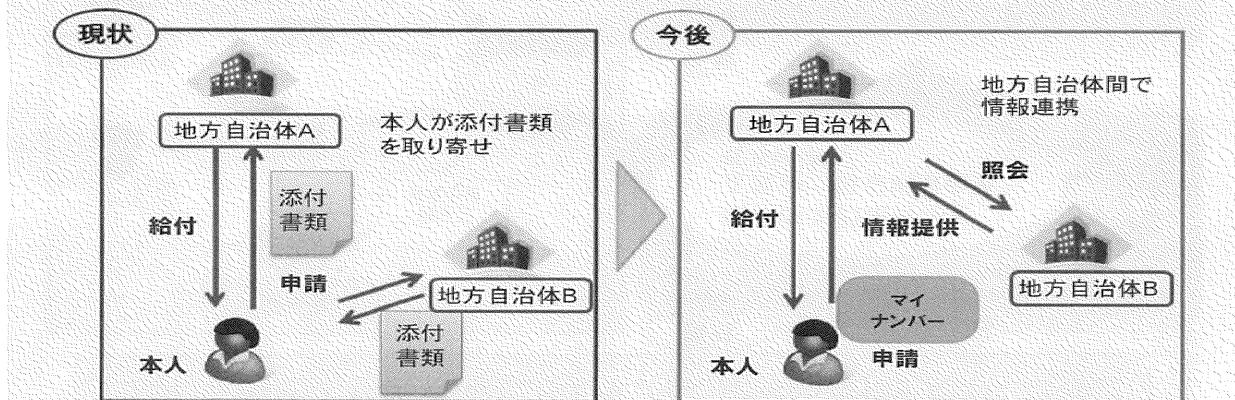
マイナンバー制度において期待される主な効果としては、次の3つがあります。

### (1) 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手續が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、地方自治体や国の行政機関が持っている自分の情報をより簡便に確認できるようになります。

マイナンバー制度により、将来的には、各種の申請手續の際に、住民票や各種証明書などの添付が不要になります。

（例）地方自治体Aへの申請に当たり、地方自治体Bの発行する証明書等が必要である場合



## (2) 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担と給付の適正化に資するとともに、きめ細かな支援を行えるようになります。

## (3) 行政の効率化

地方自治体や国の行政機関などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。また、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複なども削減されるようになります。

マイナンバー制度の導入時期は、次のとおり予定されています。

平成27年10月 マイナンバーの指定・通知

平成28年 1月 個人番号カードの交付

平成29年 1月 国の機関間の情報連携

平成29年 7月 地方自治体の情報連携

## 特定個人情報の保護対策

### 個人情報

#### 特定個人情報

(個人情報 + マイナンバー)

マイナンバー法では、住所、氏名等の個人情報にマイナンバーを結び付けたものを「特定個人情報」と名付けています。

特定個人情報は、国民一人一人の個別のマイナンバーと結び付いていることから、個人の特定がしやすくなるとともに、マイナンバーを使うことにより、個人情報を引き出しやすくなるおそれもあることから、万が一にも不正利用されたり、外部に漏れたりすることのないようにする必要があります。

そこで、マイナンバー法では、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、特定個人情報の保護規定が設けられています。

# 見直しする主な項目

## 1 特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由を、厳しく制限します

現行規定	京都市では、個人情報を、その収集目的を超えて利用することを原則として禁止し、収集目的を超えて利用できる場合を下記5項目に限定しています。 ① 法令に定めがあるとき。 ② 本人の同意があるとき。 ③ 出版、報道等により公にされているとき。 ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ⑤ 公益上特に必要があり、かつ本人の権利、利益を侵害するおそれがないと認められるとき（審議会の意見聴取が必要）。
------	---



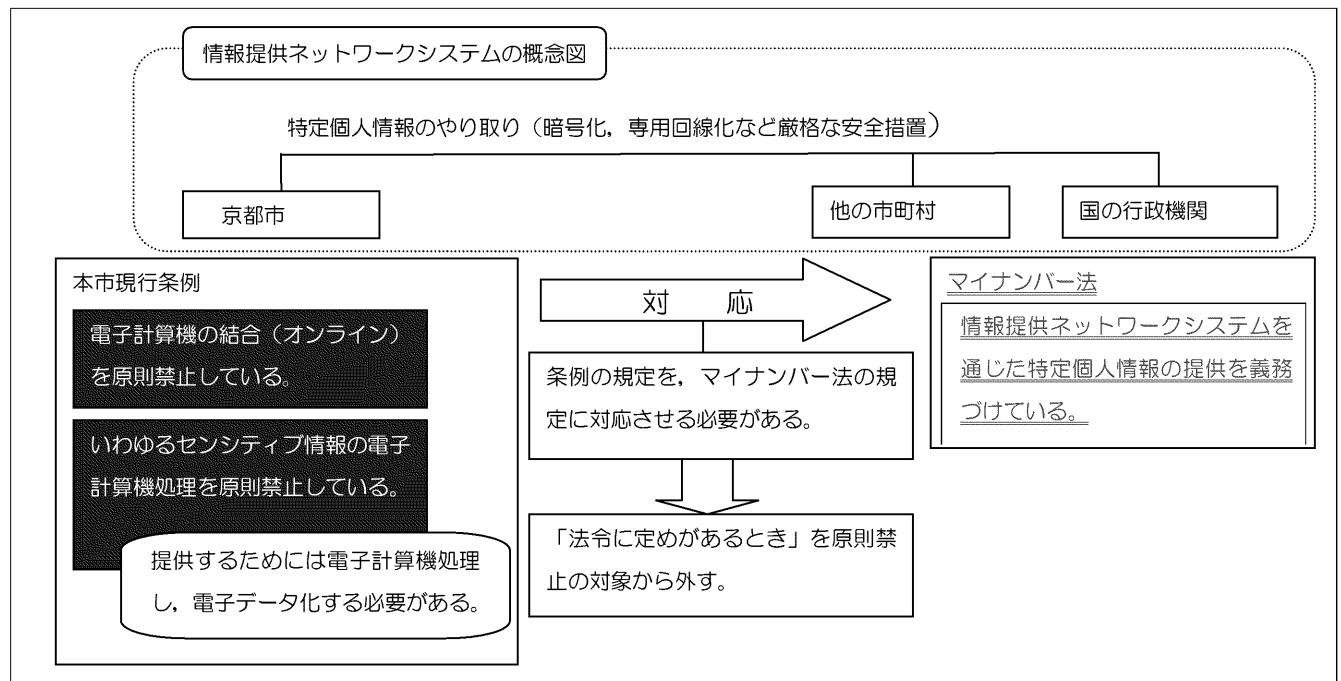
見直しの内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>特定個人情報については、収集目的を超えた利用ができる場合を更に限定し、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」にのみ認めることとします。</li><li>特定個人情報以外の個人情報については、現行規定を維持します。</li></ul>
---------	---

## 2 情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供を義務付けられたことに伴う規定整備を行います

現行規定	<p>京都市個人情報保護条例では、</p> <p>① 個人情報を電子計算機で処理するに当たって、他の機関の電子計算機とオンラインで結ぶこと（電子計算機の結合）。</p> <p>② 取扱いに特に注意を要する病歴、障害などのセンシティブ情報を電子計算機で処理すること。</p> <p>を原則として禁止しています。</p> <p>京都市では、センシティブ情報を他の自治体より広く捉え、障害者手帳を持っているかどうかという情報もこれに当たるとし、個人情報の保護の徹底しています。</p>
------	---



見直しの内容	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバー法では、マイナンバー法で定められた業務に関して、オンラインで国、自治体等の機関の間で特定個人情報をやり取りするシステム（情報提供ネットワークシステム）を通じて、特定個人情報を本市以外の他の行政機関等に提供することが義務付けられています。</li><li>この<u>特定個人情報の提供義務に対応するため</u>、①及び②の規定について、「法令に定めがあるとき」を原則禁止の対象から外します。（下図参照）</li><li>この情報提供ネットワークシステムについては、オンライン回線を専用線にする、通信を暗号化する、情報提供が行われたことを自動的に記録する等の安全措置が取られたうえ、その設置、運用について国に設けられた「特定個人情報保護委員会」において厳格な審査、監視が行われる仕組みになっています。</li><li>特定個人情報を含む個人情報について、業務に必要な範囲を超えて電子計算機処理が行われないようにするとともに、その漏えいを未然に防ぐ必要があるため、電子計算機処理をするに当たって、審議会の意見聴取を必要とする現行の仕組みを維持します。</li></ul>
--------	--



### 3 特定個人情報については利用停止請求ができる事項を追加します

現行規定	現行の個人情報保護条例には、「利用停止請求」の制度があります。これは、 (1) 条例の規定に違反して個人情報を収集された場合には、その個人情報の消去を、 (2) 条例の規定に違反して個人情報を収集の目的を超えて利用・提供された場合には、その個人情報の利用・提供の停止を、 それぞれ求めることができる制度です。
------	---



見直しの内 容	・ 特定個人情報については、現行の個人情報保護条例に規定する場合に加え、 <u>又イナンバー法</u> の規定に違反して特定個人情報の利用、提供、収集・保管等がされた場合にも、利用停止請求ができるようにします。
---------	---

### 4 特定個人情報について任意の代理人を頼んで情報の開示等を求めることができるようになります

現行規定	・ 個人情報が不当に第三者に漏れる危険性を考慮し、開示請求※ <sup>1</sup> 、訂正請求※ <sup>2</sup> 、利用停止請求（ <sup>3</sup> 参照）及び是正の申出※ <sup>3</sup> の制度において、請求ができる者を本人及び法定代理人に限定しています。 ※1 開示請求 … 本市が保有する公文書に記録されている自己に関する情報の開示を請求する制度 ※2 訂正請求 … 本市が保有する公文書に記録されている自己に関する情報の内容に事実誤認がある場合、訂正を請求する制度 ※3 是正の申出 … 個人情報の取扱いが不適切だと考えるときに、是正を求める制度
------	--



見直しの内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>開示請求、訂正請求及び利用停止請求について</u>は、特定個人情報に限り、本人と法定代理人に加え、任意の代理人による請求を認めます。(特定個人情報以外の個人情報については、現行規定を維持し、任意代理人による請求は認めません。)</li> <li>これは、マイナンバーが利用される社会保障・税の分野の手続は、専門家である税理士や社会保険労務士などに手続を委任することが多いことなどから、これらの代理人も開示請求等ができるようにしようとするものです。ただし、なりすましによる情報漏えいがないよう、委任を受けていることを厳格に確認します。</li> <li><u>是正の申出制度について</u>は、苦情の処理制度（個人情報の取扱いに係る苦情に応する制度）に整理統合することとします。(不適切な取扱いがある場合には、利用停止請求で大半は対応でき、残る部分も苦情の処理制度で対応することができるため)</li> </ul>
個人情報の開示請求	<p>Aさん Aさんの法定代理人 京都市役所 (開示請求) Aさんの個人情報</p>
特定個人情報の開示請求	<p>Aさん Aさんの法定代理人 京都市役所 (開示請求) Aさんの特定個人情報</p> <p>(委任) Aさんの任意代理人 (開示請求) 委任を受けていることを 厳格に確認</p>

## 5 開示手数料はこれまでどおりいただきません

京都市では、個人情報の開示手数料を徴収しておらず、資料の閲覧は無料ででき、資料のコピーを請求された場合には実費（コピー代）のみを負担していただいております。

国の行政機関では個人情報の開示手数料を徴収しているため、特定個人情報の開示手数料について減免規定を設けるようマイナンバー法で定めていますが、京都市ではこれまでどおり開示手数料自体を徴収しない取扱いを継続することとします。

## 募集期間

平成26年11月26日（水）から同年12月25日（木）まで（必着）

## 御意見の提出方法

郵送、FAX又は電子メールで提出してください。  
なお、電話では受け付けておりませんので、御了承ください。

### 宛先

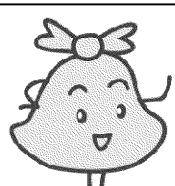
【FAX】075-222-4027  
【郵送】〒604-8571（住所記載不要）  
京都市総合企画局情報化推進室情報管理担当  
【電子メール】johokoukai@city.kyoto.jp

## 御意見の取扱いについて

この意見募集で収集した個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

提出いただいた御意見については、個人に関する情報を除き、要旨を取りまとめたうえで、京都市のホームページへ掲載することを予定しています。

※お寄せいただいた意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



この印刷物が不要になれば

「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市総合企画局情報化推進室情報管理担当

京都市印刷物 第264729号

# 「京都市個人情報保護条例の見直し」 に対する御意見記入用紙

## ◆御意見記入欄◆

（御意見記入欄）

※御意見を取りまとめる際に参考にしますので、差し支えなければ、下記の項目に当てはまる番号に○を付けてください。

【性別】 1. 男性 2. 女性

【年齢】 1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代  
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

【お住まい等】 1. 京都市内 2. 京都府内（京都市以外） 3. その他